

西日本実業団相撲連盟規約

平成29年6月24日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は西日本実業団相撲連盟と称する（以下本連盟と称する）。
- 第 2 条 本連盟の本部は、（公財）日本相撲連盟内に置く。
- 第 3 条 本連盟は、之に加盟する職域の相撲部を統轄し相互の連絡を図ると同時に職域相撲の健全なる発展普及と職域相撲界相互の連絡親交を図る事を目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- （ 1 ） 西日本実業団相撲選手権大会（毎年 1 回）
 - （ 2 ） その他

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本連盟は公益財団法人日本相撲連盟所属の日本実業団相撲連盟に属し下記により組織する。
- （ 1 ） 西日本（近畿、北信越、四国、中国、九州）の職域相撲部
 - （ 2 ） 西日本地域在住の職域相撲先輩

第 4 章 加盟職域の加盟及登録手続きその他

- 第 6 条 本連盟に加盟を希望する職域相撲部は所在地、相撲部長、相撲部員並びに関係者の名簿及び住所録を添え職域代表者又は相撲部長名を以て申し込むこととする。
- 第 7 条 加盟職域は毎年定時総会までに次に挙げるものを提出、登録するものとする。尚、登録者の異動については、速やかに届け出るものとする。
- （ 1 ） 職域所在地、電話、職域名、代表者名。
 - （ 2 ） 当該年度相撲部長名、相撲部員名と関係者の名簿及び住所録を添え登録すること。
- 第 8 条 加盟職域以外の相撲関係者及び学識経験者の登録は本連盟にて行う。
- 第 9 条 本連盟分担金は毎年選手権大会までに納入しなければならない。

第5章 役員

第10条 本連盟に下記の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 顧問・参与
- ④ 理事長 1名
- ⑤ 副理事長 若干名
- ⑥ 常任理事 若干名
- ⑦ 理事 若干名
- ⑧ 会計監事 2～3名
- ⑨ 事務局長 1名

第11条 本連盟役員の要件

- ① 職域を代表したもの
- ② 職域相撲の先輩で総会にて、推挙されたもの
- ③ 学識経験者で総会にて、推挙されたもの

第12条 本連盟役員を選出方法

会長、副会長、顧問、参与、会計監事は総会の議決を以て推挙する。
理事は加盟職域より選出する
理事長、副理事長、常任理事は、理事の中から会長が指名する。
事務局長は会長が加盟職域相撲部員から指名する

第13条 本連盟役員役割

- ① 会長は本連盟を代表統理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- ③ 顧問、参与は本連盟の諮問に応ずる
- ④ 理事長は会長の命を受け会務を執行する
- ⑤ 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時はこれを代行する
- ⑥ 常任理事は重要事項を審議し、業務の処理運営にあたる
- ⑦ 理事は重要事項を審議し、会務の円滑な遂行に任ずる
- ⑧ 会計監事は会計を監査する
- ⑨ 事務局長は、庶務を処理する

第14条 本連盟役員の任期

① 役員任期は2ヶ年とし、定時総会を改選期とする。

但し、再選を妨げずなお補欠に就任した役員は、前任者の残任期間とする

② 加盟職域団体を退職した時は、本連盟との関係を断つものとする。

但し第11条、2項・3項により総会で推挙されたものはこの限りでない

第6章 会 計

第15条 本連盟会計は加盟職域分担金及び事業により生じた収益金寄付金、その他を以てあてる。

第16条 加盟職域分担金は、各職域1チームあたり1ヶ年金2万円とする。

第17条 会計年度は毎年1月1日より12月31日で終わる。

第7章 会 議

第18条 本連盟の会議は下記の通りとする。

- 1, 総会
- 2, 常任理事会
- 3, 理事会

第19条 総会は本連盟の最高決議機関であって会長、副会長、顧問、参与、常任理事及び理事（第5条第1項の職域相撲部代表）を以て構成し会長が之を招集する。

第20条 定時総会は年に1回開催する。

但し会長が必要と認めた場合、臨時に招集することが出来る。

第21条 総会の決議は出席者（委任状を含む）の過半数を以て決する。
可否同数の場合は議長が裁決する

第22条 総会において決議すべき事項については、下記の通りとする。

- 1, 予算並びに決算
- 2, 事業計画並びに報告
- 3, 役員を選任
- 4, 規約の改正
- 5, その他重要事項

第 23 条 総会に出席することの出来ない時は、委任状を提出する事とし、出席とみなす。

第 24 条 総会における議長及び書記は当該総会において定める。

第 25 条 理事会、常任理事会は必要に応じ理事長が招集し、総会で委任された事項について審議する。

第 8 章 規約の変更

第 26 条 本規約の変更は総会における 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更は出来ない。

本規約を補足する内規については、総会の過半数をもって変更できる。

本規約は昭和 47 年 4 月 22 日から実施する

平成 9 年 2 月 15 日改正

平成 29 年 6 月 24 日改正

以上

西日本実業団相撲連盟 内規

1.本部

- ①本部は、(公財)日本相撲連盟内とするも、事務局を加盟会社の持ち回りとする

2.役員

- ①名誉会長は加盟団体、学識経験者、功労者の中から役員会の推薦により会長が委嘱する
- ②加盟職域相撲部と関係を絶った役員は、総会において過半数の留意の意見あった場合は、役員として継続できる

3.会議

- ①総会は毎年選手権大会開催時に開く。

4.大会

- ①参加資格は、府・県単位の教職員チームを認めるとともに、大会実行委員会に於いて審査する
- ③平成11年第28回大会より、団体戦は1部と2部に分けて行う
- ④1部を16チームとし他を2部とする
- ⑤平成10年第27回大会において、決勝16トーナメントにのこったチームを平成11年第28回大会より1部とする
- ⑥平成12年第29回大会より、1部予選最下位位チームと、2部優勝チームの入れ替え戦を行う
- ⑦平成12年第29回大会より1部チームで、不参加の時は次回より2部に降格する
- ⑦1部の降格チームが多数の場合は、2部の上位入賞チームより順次昇格する。
- ⑧大会に個人のみ出場する為の個人登録を認める。

5.個人選手登録

- ①職域相撲部として、チーム編成が不可能な場合において、個人として選手登録ができるものとする
- ②個人選手として登録をした選手は、当連盟主催の大会において、個人出場選手として出場することができる
- ③個人登録は年間2千円とし、毎年大会までに本連盟に納入する。

本内規は平成 9年2月15日から実施する

平成16年4月20日改正

平成29年6月24日改正